

受付印

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(あて先)

臼杵市長

年 月 日

特別徴収
義務者
指定番号

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

法人番号

氏名または法人(事業所)等の名称及び代表者氏名印

印

電話番号

地方税法第321条の5の2及び臼杵市税条例第46条の3の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認方を申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額

年 月以後の納期に係る市県民税特別徴収税額
(退職所得に対する分離課税分を含む)

申請の日前6箇月間の月別の、給与の支払いを受けた者の数及び当該給与の金額、並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳	区分 月	給与の支払を受けた者		臨時に雇用した者	
		人数	給与の金額	人数	給与の金額
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				

① 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入の遅延事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

・市税の滞納 有 ・ 無

・納入の遅延の事実 有 ・ 無

【理由】

② 申請の日以前1年以内に納期の特例についてその承認を取消されたことがある場合は、その年月日

有 ・ 無

→ 承認を取り消された年月日 平成 年 月 日

③ 備 考

申請についての注意事項

1 市県民税特別徴収税額の納期の特例制度について

1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

2) 1)に該当する特別徴収義務者が、この特例を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。

3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
①6月分から11月分まで (退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	12月10日
②12月分から翌5月分まで (退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	6月10日

上記納入期限が土・日・祝日にあたる時は、納入期限がその翌日になります。

なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額はその期間に係る納入期限までに納入することになります。

4) 納期の特例について受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届出なければなりません。

5) 特別徴収義務者は、承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届出の日に属する月分以前の各月割額は、その取消又は届出日の属する月の翌月の10日までに納入しなければなりません。

◎注意

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けましても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意ください。

2 申請書の書き方

1) 申請者欄には、本市より指定されている特別徴収義務者の住所及び氏名(法人である場合には、事務所、事業所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名)を記入してください。

2) 特別徴収義務者指定番号欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

3) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。